

	6 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和5年度第1回審議会発言記録>

1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第1回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が、法律上、5類感染症に移行いたしましたことを受けて、庁舎での審議会開催に当たりましての注意事項を3点ご案内いたします。</p> <p>まず1点目です。各委員、区側の説明員ともに、参加に当たりましては、不織布のマスクの着用は個人のご判断に委ねることを基本といたします。必要に応じまして、マスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。2点目、換気ですが、空調機を用いた機械換気を実施するとともに、この部屋はちょっと窓がないので、1時間に1回、10分程度、ドアを開けるなどして換気に努めてまいりたいと存じます。3点目でございます。区側の説明者につきましても、内容により入替え制を継続いたします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の各種施策実施がまだ続く関係もございまして、使用できる会議室も限られております。会議の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、傍聴人は、本日はいらっしゃらないということでございます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、次第1、区からの委嘱及び事務局職員等の紹介について、事務局から説明をお願いいたします。あわせて出席状況等についてもお願いいたします。</p>
区側	<p>(区からの委嘱及び事務局職員等の紹介)</p> <p>出席状況についてご報告いたします。審議会資料6をご覧ください。</p> <p>本日、2名の委員から欠席のご連絡をいただいているところでございます。当審議会の委員は21名となっておりますので、定足数過半の11名を超過しております。</p> <p>最後に、事務局から事務連絡が2点ございます。</p> <p>1点目でございますが、目黒区では5月1日から10月31日まで夏季における軽装化で、いわゆる節電ビズを実施している状況でございます。原則として、上着やネクタイを着用しておりませんので、ご理解とご協力のほどをお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。審議会委員及び区職員がパソコンを利用することにつきまして、本審議会が機微な情報を取り扱うものでございますので、録音を取ることや外部との接続がない状態でパソコンを使用していただくようお願いいたします。パソコンを使うことは一定認められているという状況でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>

2 会長あいさつ

会長	<p>議会選出の委員の方々の改選もございましたので、改めて私のほうからご挨拶を申し上げたいと存じます。</p> <p>本日はお忙しい中、また、本日は非常にお暑い中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p>
----	---

います。

本日の審議会は令和5年度の第1回目ということになります。昨年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症が変わらず猛威を振るいましたが、ワクチン接種が進んだ等もありまして、徐々に落ち着いてきたという中で、ようやく審議会も対面審議をメインとして進めてきたところです。本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行されたことを受け、対面審議が中心となってくるかとは存じますが、事務局が事前にご案内しておりますとおり、体調が優れない場合等は、今後も引き続きオンラインとの併用で参加できる体制を確保しているところでございます。

また、既に皆様ご承知のとおり、令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことを受けまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の定義等について、民間事業者だけではなく、国や地方公共団体を含めた規定となると、個人情報保護制度の大改正がなされ、今年の4月1日から施行されているところでございます。

当審議会におきましても、令和3年度中の令和4年2月14日に区長からの諮問を受けまして、個人情報保護制度のあり方検討小委員会を設置し、小委員会での検討を経て、令和4年7月11日の審議会で、これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方についての答申を行ったところです。その答申を受けまして、区側では法律の施行に必要な条例改正等の手続を行った後、無事に4月1日を迎えたところであると聞いております。

法改正を受け、当審議会についても、目黒区が、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等に関する諮問は今後行えないなど、役割が大きく変わるものの、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損によるプライバシー侵害を生じさせないように、制度的な担保をするという面において、法改正によって本質的な役割が変わるものではないと考えております。引き続き、委員の皆様方がお持ちの専門的な知見、様々な知見に基づきまして、区の情報公開制度、個人情報保護制度等に関してご意見を賜ればと考えております。

新型コロナウイルス感染症に伴う行動様式の変化と平常化、それに呼応するように、社会全体のデジタル化も一層進展する中で、個人情報保護も大きく変わってきているという状況です。しかしながら、そうした時代が大きく変わっていく中でも、行政における区民一人一人の個人情報を適切に管理し、保護を講じていく必要性、大切さということは、何ら変わるものではありませんし、むしろこれまで以上に個人情報保護を強固に、安全管理措置を講じていくことが必要であると考えております。そうした中で審議会の役割はなお大きいところでございますので、委員の皆様には引き続きご尽力をいただきますようお願いいたします。

そこで、新たに委員となった方もいらっしゃいますので、私から審議会の運営について改めてお願いしたいことがございます。

審議会の運営について確認していただく中で、守秘義務というものがございます。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も同様とするという項目があることを、今一度ご確認いただきたいと思っております。本審議会は、区として意思決定過程における事業等の個人情報の取扱いを審議するものでございます。仮に審議会の資料について行政情報の開示請求がございまして、区としては目黒区情報公開条例7条3号エに基づき不開示とするものです。

また、情報セキュリティ保護の観点からも、委員会で配付された資料を公表するということはお控えいただきたいと存じます。審議の内容等を審議会以外の場でお話しになったり、ご自身のウェブサイトで公開したり、SNSで公開したり、拡散したりということは、委員としての守秘義務に反することとなってしまいますので、厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。

区側	<p>最後に、審議に当たって一言お願いを申し上げます。2時間という限られた時間の中で、なるべく多くのご意見を頂戴したいと思っておりますので、発言に際しましては、審議事項につきまして、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。諮問事項に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p> <p>(事務局から配布資料の説明)</p>
会長	<p>よろしいですかね。</p>

3 情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項

会長	<p>次第の3、情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項について、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約1分)</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

4 報告

(1) 令和4年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について(報告)

会長	<p>次に、次第の4、報告に移ります。まず、第1報告事項、令和4年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、区から報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約9分)</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>では、委員どうぞ。</p>
委員	<p>1点確認したいんですけども、資料2-5ページの(3)自己情報開示請求の概要及び決定状況で、ナンバー2、住民票の写し等で不開示が1あって、資料2-6ページで、その不開示の内訳ということで、これは全体の部分で示しているんですけども、どこに該当するかと、あとは、内容でもし開示できる、なぜ不開示になったか、性質的には住民票の写しだから、そんなにあれじゃないのかなと思うんですけども、なぜ不開示になったかと分かれば、言えるところまでで結構です。教えていただければと思います。</p>

区側	<p>ちょっと手元に細かいデータがないので、なぜ不開示になったのかということは、分からないところではございますけれども、基本的には、自分の情報であるものについては、部分開示であっても開示されるのが原則かなというところではございます、ここの不開示の理由については、追ってご説明させていただければと思います。</p>
会長	<p>委員どうぞ。</p>
委員	<p>すみません、教えていただければということなのですが、資料2-5の自己情報開示請求のナンバー6番の学校教育関係文書で、唯一これだけ存否応答拒否があるんですけども、自己情報開示請求という中で存否応答拒否というので、割と珍しいのかなと思ひまして、支障のない範囲で、どんな感じの請求だったのか、ちょっと教えていただければと思うんですが、いかがでしょう。</p>
区側	<p>存否応答拒否になった理由ということで、本件の詳細はお伝えできないところですけども、例えばですけども、親がお子さんの情報の開示請求、自己情報開示請求をした場合に、その方々の関係が明確に示せないといいますか、出すのが的確な状況でないという状況が把握できたために、不開示とする場合がございます。</p> <p>親子関係が明確になっていれば開示できるんですけども、この例がそうだったかどうかは記憶にございませんが、一般的に、例えばDV被害で逃げている方が開示請求をする場合に、お子さんと一緒に同居していれば開示できるんですけども、同居していない方から請求があった場合には不開示とするというようなケースが具体例としてございまして、今回のケースがそうだったかどうか、具体的にはちょっと中身については言えませんが、一般論としてはそういったケースがあり得るというところでございます。</p>
委員	<p>分かりました。もし親子関係が明確でないものだったとすれば、明確でない、代理人として子どもの自己情報の開示を請求できないという対応になるのかなと、今説明を聞いていて思ひまして、その親子関係を説明するのは請求人の責務なのかなということ、そこが明確じゃなければ、お子さんの代理人という位置づけの自己情報開示請求はできないと、こんな感じになって、存否応答拒否ではない対応が可能だったのかなと、ちょっと感想として思ひました。</p>
会長	<p>委員どうぞ。</p>
委員	<p>ちょっと単純な質問なんですけど、この資料2-6の(5)の表のところに、23条1項2号とか、条番号が書いてあるのは、これは何の条項だったか、ちょっと読むのが分からなくて、質問なんですけど、お願いします。</p>
区側	<p>こちらは、旧個人情報保護条例で不開示理由を挙げてございまして、その条項になります。4月1日以降はこの条項はもう生きていません。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ほかの方はよろしいでしょうか。 委員どうぞ。</p>

委員	資料2-6ページの(5)の部分開示・不開示の理由内訳という表のところですけども、その中の所管部局の区民生活部・産業経済部・文化スポーツ部というところの右側に、第三者の権利侵害というのが9件ございますけれども、合計でも結構多く見られていて、この第三者権利侵害というのは、例えば何かを進めていく上で隣の権利を侵害するとか、そういうものなどを含んでいるかと思うんですけども、例えば、どういう第三者の権利侵害がやられているのかなと思って、ちょっとお聞きしたくてでございます。
区側	例えば戸籍証明等の請求書で、請求人以外の戸籍の請求されている情報が載っていた場合、弁護士が請求しているとか、そういった業務で請求している場合があったりしますけれども、そういった場合に部分的に不開示をするというようなケースがあり得ます。 一例でございますが、以上でございます。
会長	皆様方のほうから、ほかにごございますでしょうか。 〔なし〕という声あり)
会長	よろしいでしょうか。 それでは、報告事項1については報告を受けたということで終了いたしたいと存じます。

(2) 令和4年度に実施した主な情報セキュリティ施策について（報告）

会長	続きまして、報告事項2、令和4年度に実施した主な情報セキュリティ施策について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約12分)
会長	ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。 委員どうぞ。
委員	3点、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。 まず、資料3-1なんですけど、J-LISが実施主体となっている、2番目と云えばいいんですか、eラーニングによるデジタル人材育成研修、これが、実施期間が1月から3月と短いのもあるんですけども、この数というのはどう受け取っているかというのを1つお聞かせください。 2つ目が、資料3-3ページの大きい項目の2です。自己点検・監査に関して、参加率が55.2、3,106人中1,713。部局別ということで、ちょっと少ないのが子育て支援部、街づくり、環境という、恐らく現場の職員の方が多いところかなというふうに推察するんですけども、しかし時期が違ったとはいえ、ここが少ないというのも、昨年度子育て支援部関係で漏れがあったりですとか、そういったことがあったので、やはりここはしっかり重点的にやるべきではないのかな、またはそれに向けて工夫をするべきではないのかなと事前に思うんですけども、ここについてどうお考えなのか、2つです。

あわせて、ちょっとこれは逸脱した質問だったら言っていたらいいんですけども、この部局別参加率の中で、庁舎の中で働いているのは、例えば税務署関係とかもあると思うんですが、ここの位置づけがないのは、全くやっていないのか、それとも何かやっているけれども、ただ載っていないのかというのが分かればお願いいたします。

最後3つ目が、資料3-6、別紙1になるんですけども、ここで重大な不適合ということで、細かく2つ載せていただいております。委託事業者において、区の規定を遵守ルールが設定されていない等があるんですけども、調べていく期間というのはもうこれで終わりなのか、それともこういったことがあったからその期間というのはまた設けて、ちゃんと見ていくのかどうかというのもちょっと分からなかったので、改めて教えていただきたいんですけども。

区側

まず1点目、資料3-1ページの、eラーニングによるデジタル人材育成研修、J-LISが開催している185人の人数についてというところでございます。

こちらにつきましてですが、まず情報セキュリティ研修、番号法以外の研修については、どれかしの研修を1つ以上受けてくださいということで、区の中で案内をしているところでございます。つきましては、リモートラーニングによるデジタル人材育成研修ですとか、いろんな研修の中から職員が選択して受けていただくところでございまして、この185人が多いか、少ないかと言われれば、ほかの研修に比べれば少ないかもしれませんが、既に多くの職員が、この年の前半部分で研修を受講しているということもありまして、恐らくこういった件数になっているのかなという理解でございまして。

このJ-LISの人材育成研修ですけども、項目見ていただきますと非常に多岐にわたって、いろんなセキュリティですとか知識を習得できる研修でございまして、私どもとしても、もう少しこの受講を高めていきたいというふうに思っていますので、今年度、職員への周知はもう少し工夫の余地があるのかなというところでございます。

2点目、3-3ページ、自己点検の参加率55.2%に関連して、子育て部門と現場の職員向けのところが少ないんじゃないかということでございます。委員ご指摘のとおり、現場に係る部分の人数が極端に少ないというのは、この表から見て取れるところかなと思います。昨年の令和4年の第5回審議会においても、やはりこの自己点検については、現場の環境、パソコンが1人1台ない環境のところもございまして、そういったところについても対応を図っていくほうがいいんじゃないかと、ご意見をいただいたと記憶してございます。

ご指摘のとおり、実施方法について、パソコンがない所管がありますので、紙での実施ですとか、そういった実施方法の改めについては、しっかり今年度は対応していきたいなと思っております。全職員が自分事としてセキュリティを考えていくきっかけになりますので、そういった環境創出は、我々はしていきたいなと思っております。

関連して、税務署と申し上げましたか、税務課と申し上げましたか、税に関する部門については区民生活部のところで内包されておりますので、区民生活のところで読み取っていただければと思います。

資料3-6ページ、3点目、重大な不適合があった場合のその後の対応というところでございます。外部監査につきましては、実施した後、この指摘事項を踏まえてどのように改善されたかというのを、所管課に追って確認しているところでございます。追って確認して、全て対応済み、対応されたというふうに所管から聞いております。

すみません、税務署というのは都税事務所のことですか。

委員	そうです。そうです。
区側	すみません。ここの記載は、区の組織に限ったものでございますので、都税事務所はこの対象にはなっておりません。都の組織になります。
委員	改めて、会長。
会長	はい。
委員	じゃ、それを受けて、都の所管というようなところだと思うんですけども、何かしらやられているというふうに思えばいいのか、それをまた、同じ庁内で働く、同じ大事な情報を扱うということで、区としてそういったものを把握しているかどうかというのはいかがでしょうか。
区側	都税事務所につきましては、都庁という別の組織体になります。つきましては、都が実施する主体になりまして、区ではその実施内容については把握をしております。当然情報セキュリティですとかパソコン、もろもろについては、都庁側で全部準備をしているものでございまして、ネットワークもまた別になりますので、区とLGWAN回線というか、番号法でのデータのやり取りはありますけれども、直接つながっているような状況ではないというところはご理解いただければと思います。
委員	分かりました。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。 委員どうぞ。
委員	<p>すごく大変な対策ご苦労さまです。すごくよくやっているとしたいと思います。</p> <p>それで資料を見てちょっと気がついた点がありまして、資料3-6と資料3-7で、3-6ですと下のほうの米印で、評価結果判定方法というのがありまして、そのこのところの観察事項、それから3-7の一番下の米印の評価基準の観察事項という、その観察事項という言葉です。これはすみません、個人的な感覚になってしまうかもしれませんが、観察事項の右のほうに判定内容というのが資料3-6のほうで書いてありまして、「監査基準で求められている項目が実施できていない、あるいは不十分な状況が見られるが、リスクは小さい」ということで、観察ということになっているんだと思うんですが、今回は実施できていないとか不十分ということであれば、例えば不適合がやっぱり軽微なんじゃないかと。下の軽微な不適合というのはどっちかという中位なのかなと。中くらいですね。で、一番下に重大と。何かこういう基準のほうが、指摘を受けたほうがもうちょっと意識的に、ああ、これは直さなくちゃいけないんだという意識を持つんじゃないかと、そういうふうにしたのが資料3-6です。</p> <p>同じく資料3-7の観察事項も同じように、実施できていなくて不十分、リスクは小さいということなので、単純な観察というよりも、例えば注意事項みたいな形で、やっぱりまずいところがあったんだなというのが言葉から分かるような形に、何か整理されたらいいんじゃないかというふうに、すみません、説明を聞いて感じたところでございます。感想になりますけれども、ちょっとご検討いただければと思います。</p>

区側 ありがとうございます。確かにご指摘のとおり、これを受け止めた職員が過小評価してしまうことは、リスクをまた発生させるリスクになりますので、ご指摘の点を踏まえて、改善させていただければと思います。ありがとうございます。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。
じゃ、順番にいきます。委員どうぞ。

委員 すみません、資料3-3なんですけれども、自己点検・監査の部分で、先ほどもお話しただいたように、参加率55.2%ということだったと思いますが、これは実施期間が年度末でなかった場合は、どのぐらいの目標値を区側としても考えていらっしゃるのか、また昨年ですとか、多かった時期はどのぐらいだったのか、もし分かれば教えていただければと思います。

区側 昨年度はこういった55.幾つというところでしたが、その前、そのさらに前を見ますと、大体77%台でございます。夏に実施してその状況でございますので、かなり、といっても4分の1が参加していない状況ではございますが、この結果よりは断然いいですので、ちょっと実施時期は見直しを図りたいと思います。

委員 ありがとうございます。

会長 委員、お願いします。

委員 すみません、資料3-8、最後のページの別紙3なんですけれども、緊急時の対応訓練の実施結果というところで、目的としては、迅速な情報伝達と正確な情報周知ということでこの訓練を実施されたということなんですけれども、2の報告事項にも指摘はあるんですが、インシデントへの対処の検討が不足しているとか、あとは区民案内・対応の検討が不足しているということで、(3)訓練の概要のエトカオにも報告系統が書いてあって、その後、対応指示ということになっているんですが、そもそも論として、こうした情報が止まりました、システムが止まっていますとなった場合の、紙で対応しますなりなんりの想定マニュアルとかがあったりするとか、ないのかとか、この指示というのは、そのマニュアルに沿ってやりなさいということなのか、その場で判断して、じゃ、取りあえずこうしようとかという臨時的な判断なのか、その辺をお伺いしたいのが1点目と、もう一つ、周知というところで、指摘事項にも区民案内・対応の検討が不足しているとありますが、そもそも論として、じゃ、これは訓練ですとかということで、SNS等を使って周知の訓練をすることが可能というか、想定範囲内に入っているんでしょうかということをお伺いしたいです。

区側 2点にわたるご質問でございます。

まず1点目、今回の訓練についてですけれども、基本的には、事象が、インシデント、システムが止まりましたと。その止まったことを受けてどう対処するのか。時間がかかりそうだとかを見ながら、区民の方に、じゃ、紙で受付をしましょうですとか、そういったところの判断をしていくための材料を伝達していくということでやっていったものでございます。そこの判断に当たりましては、BCPの判断をしていくマニュアル的なものは整備しているところでございます。

2つ目の訓練の周知の部分でございますけれども、この訓練は、区の内部の伝達がどうかというところでの訓練を、昨年度は実施させていただきました。区民への影響等が甚大なシステム障害が発生した場合には、やはりSNS等で発信していくことは、当然考えなければいけないかなと思っておりますのでございまして、そういったところの訓練は実はまだできていないのが実情でございます。今後この訓練をやっていくために、区民への周知をどうしていくのか、どのタイミングでやるべきなのかというところは、訓練の中に入れ込みながら検討していくということも一つの方策かと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

委員 会長。すみません、じゃ、1点だけもう1回伺いますんですけども、外部というか、庁舎にないSNS等を使つての区民全体への周知は今後の検討ということで、今やろうとしている、この周知というのは、来庁していただいた方に対して、その場で、この手続は今こういうシステムトラブルにより時間がかかりますとか、受け付けられませんとか、そういった掲示をするとかいったことの周知という意味だったんでしょうか。

区側 今回の訓練は、大規模なものでないという前提のもので取り組んだところがございまして、一旦窓口で掲示をする程度の障害というところでの想定で動いた次第です。ですので、こういった規模のシステム障害なのかというところは、訓練の想定シナリオを書く段階でやはり決めていくべきかなと思っておりますので、そこら辺は検討しながら今年度はやっていければかなと思っております。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。
委員、お願いします。

委員 先ほどからも出ておりますが、資料3-3、自己点検のところなんですけれども、私もこちらの資料は、大変詳しく記録されていまして、こういったもの私たちは目にしなければ分からなかったことなので、大変ご苦労されたんだということでは感謝申し上げますが、一応今日来て当たって、やはり子育て支援部、それから街づくり推進担当部と環境清掃部というところの、要するに点検率、部局別の参加率が少ないということはなぜだろうと思って、ぜひ質問しようと思って来たんですが、先ほど一応いろいろ多忙時期に入ってしまったからということをお聞きしたので、それは分かりました。

そうしたら区の行政情報マネジメント課のほうの説明で、確か、昨年も審議会のときに、こういったところがフォローしていかなければいけない点だということが出ていましたとおっしゃったんです。

それにもかかわらず、また今回もこういった数値が出まして、確かに一番大変な時期だったりいろいろだと思っておりますが、一応3月8日までのアンケートというか、この実施期間があって、それから本日までに、お忙しい中でも期間があるんですが、その中で、2年にわたってやろうとしてできなかった、この自己点検が、パーセントが低いところに関して何か手だてを至急に打たれたかどうか、あるいは打たれていなかったとしたら、やはり区民としましては、こういったところにまさしく穴というか、抜けるところが出てくるんじゃないかと思うので、大変ならば大変なりに、それからパソコン等がないからということであれば何らかの形で、やっぱり自己の中でどこが間違っているんだろうという点検がなされていないと

いうことは、非常に不安を抱くことと、ここら辺に見えないヒューマンエラーの原因があるんじゃないかと思うので、もしまだされていないようでしたら、何らかの形で再点検ができるような通知を出すとか、そんなことをしていただきたいなど。

やっぱり先ほどもおっしゃっていましたが、観察という状況であったら非常に困ると思うので、ここは次回のときに押さえようじゃなくて、今この結果が出ているのであれば、何らかの手を打ちましたということをごで聞けるようになっていたら、あっ、少し改善されたなというふうに思うので、審議会の皆さんがこういったことを気にされて、1年もそれを持ち越してきているということは、何らかの改善的なものを、どんな形でもこういうところで発表できるような形にしていきたいと切に思いますので、よろしくお願ひいたします。

会長 この件について、区の側から説明はありますか。

区側 ありがとうございます。参加率を高めていくということは非常に大切なことだと思っていますし、この状況が決していいというふうに我々は思っていないところでございます。参加率を高めていくために、やはり参加していない所属に対して、参加してくださいという呼びかけは当然にさせていただいているところでございます。もう少し踏み込んで、具体的に誰が参加していないのかというところを所管、所属長に示して徹底させるというようなことは、改善方法としてはあり得ると思いますので、100%を目指して取組を拡充していきたいなと思います。貴重なご意見ありがとうございます。頑張っていきたいと思います。

会長 ありがとうございます。

委員 いや、言わないでおこうかなと思ったんですけども、実は資料3-3の情報政策推進担当部のこの参加率が、100%ではなくて58.5%という、むしろこのほうが私は。ほかのところは、まあ、それなりの理由があったかと思うんですけども、ここの部局自体がこの程度と言ったら申し訳ないですけども、こういうことであっては困ると思いますので、ここはもうぜひ100%にするということで、来年度よろしくお願ひしたいと思います。

区側 よろしいでしょうか。これはもう全くご指摘のとおりでお恥ずかしい限りでございます。私、責任者でございますので、今、委員の方々から厳しいご意見を頂戴したというところはしっかり職員に伝えて、前を向いてといたしますか、きちんとできるような形に進めてまいりたいと思います。大変申し訳ございません。

区側 ちょっと補足させていただきますと、まずこの3,106人という前提の数字でございます。実は全職員を対象にしてございまして、この数字の中には、休職中、病気休暇で休んでいる職員、あるいは産休、育休の職員等、出勤できない職員もこの中に含まれているという状況でございます。ですので、完全に100%にできるかということ、そういった前提の参加できない人の情報を取り除かなきゃいけないというところがありますので、そこは情報政策推進部では分かりかねる部分があります。人事当局に聞かないと分からないので。その母数の持っていく方というところも工夫の余地があるのかなと思っていますので、一応参考までにご案内でございます。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員	すみません、1点だけ伺いたいたんですが、さっきの参加率にも関係するかと思うんですけども、この資料の3-1と2にあります教育研修の各セミナーは、受講すれば終了という形なんでしょうか。それとも裏では、受講者の方の理解度とかを確認するようなテストがあったりとか、アンケートをして、現状困っているようなことを吸い上げる、そういうような工夫をされているかどうかというのをお聞きしたくてご質問しました。
区側	ありがとうございます。J-LISの研修、また区の研修、いずれにおきましても、理解度のテストを実施しているところでございます。その上で、困り事ですとか、こういった研修をやってほしいとかというアンケートも一緒に頂戴している状況です。
委員	ありがとうございます。
会長	委員どうぞ。
委員	先ほど3,106人の母数の話がありましたけれども、資料3-2の表の一番下の研修は悉皆研修だというふうに、先ほどご説明があったと思いますが、これが2,381というのは、この母数は、3,106のうちの受講したのがこの人数と、そういう理解でしょうか。
区側	その認識でよろしいです。
委員	じゃ、やっぱり同様に、受講がなかった方がそれなりにはいたということですか。
区側	そうですね。こちらは何回か催促をしたところなんですが、やはり漏れてしまう職員がどうしてもいるというところでございます。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	委員、お願いします。
委員	別紙3の訓練実施結果なんですけれど、これは今年もまたやられるということなんですけど、同じような介護関係でやるのか、また新しい分野でやるのか、ちょっとその辺を教えてくださいたいんですけど。我々住民サイドとすれば、やはり訓練をどれだけ積んでくれるかということは非常に重要でして、いろんな場面が想定されるわけですから、これは機敏に対応していただける、そういう状況を職員の中でつくっていただきたい。そういう面では介護だけではなくて、いろんな分野でこうした訓練を、1年に1回でも構いませんので、積み上げてほしいなというふうに思っております。その辺の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。
区側	ありがとうございます。昨年度は介護保険課でインシデントが発生したという想定で、全庁各課を巻き込んで伝達訓練をしたところでございます。毎年度、このインシデントの発生課についてはバラエティに富むように、あちこちにばらしているところでございます。ですので、昨年度は介護でしたけれども、今年は全然違う部署を想定して実施していくということを現在想定しています。具体的にどこがインシデント発生かというところは、まだ詰め切れてはいない状況でございますが、いただいたご意見を踏まえて対応してまいりたいと思

	ます。ありがとうございます。
会長	皆様、ありがとうございました。それではこの件については、報告を受けたということで終了したいと思います。ありがとうございました。

(3) 個人情報保護委員会による個人情報法実地調査及び番号法立入検査の実施について（報告）

会長	続きまして、報告事項3、個人情報保護委員会による個人情報保護法実地調査及び番号法立入検査の実施について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約5分)
会長	ありがとうございました。この件につきまして、皆様のほうからご質問、ご意見等ございましたらお願いします。 委員どうぞ。
委員	すみません、単純な質問なんですが、1,800ある自治体の中から50の中に……。多分50ですよ。
区側	そうです。
委員	その中に目黒区が入ってしまったというのは、それは偶然なのか、何かあちらで必然的なものがあつたのかということだけお聞かせください。
区側	偶然だと思っております。何で選ばれたんだろうというところは正直なところではありませんけれども、それを言っても相手にもされませんので、粛々と対応してまいりたいと思います。
委員	ありがとうございます。
会長	委員どうぞ。
委員	1点だけです。今回は実施についてということで報告いただきました。私もちょっと調べてみた中で、実際、実地調査・立入検査はどのような形で行われるかなと思っていただけですけれども、もし何か指摘があつた場合ですとか、どういうふうに改善されていくのか、そういったスキームみたいなものが分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。
区側	個人情報保護委員会の実地調査、レビュー調査等で指摘事項があつた場合につきましては、まず目黒区に対してこういう指摘があつたよというのが、当日告げられることとなります。その指摘を受けたことにつきましては、いつまでに改善をなさないと恐らく言われるのかなというふうに思っているところがございます。ですので、仮に言われなくても、取りあえず指摘事項は改善すべき事項になりますので、我々行政情報マネジメント課を中心に、該当課と、その改善を図っていく作業というのは必然かと思っておりますので、対応を図ってまいり

	ます。
委員	分かりました。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 （「なし」という声あり）
会長	それでは、この件については報告を受けたということにいたします。

5 意見聴取

(1) 職員の個人情報保護・情報セキュリティの意識等の向上について（意見聴取）

会長	続きます。次第の5、意見聴取に移ります。 意見聴取としましては、職員の個人情報保護・情報セキュリティの意識等の向上についてでございます。区から説明をお願いいたします。
区側	（資料により説明）（約7分）
会長	ありがとうございました。ただいま区のほうから、効果的、効率的な実施方法について、委員の皆様方からのご意見を聴取したいということでございますので、皆様方の様々な専門的な知見ですとか、社会人としてのご経験を踏まえて、知見等をご披露いただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。 じゃ、まず委員から順番にどうぞ。
委員	こちらのチェックリストなんですけど、すごくよくできているなと思って感心して見ております。このチェックリストを一体どこにどういうふうに分けるんだろうと思いついて、資料5-2の第2段落目でしょうか。「ついては」以降を見ずと行くと、このチェックリストは、「新規採用職員をはじめ課内職員にチェックリストを配布するなど、各課の状況に応じた形で周知徹底をお願いします。」ということで、周知徹底をお願いしつつ、でもそれって結構周知として緩そうじゃないですか。何となく「みんなに配布しましょうね。」みたいな、「そこに置いておきましょうね。」みたいな感じがするので、どのように周知徹底するのかという具体的な方策があったら教えてください。
区側	本件通知に関しましては、全庁各課にメール配信をいたしまして、これを見てほしい、で、具体的にチェックしてほしいということでお願いしたところでございます。
委員	だからこれはもう要するに任意ということですよ。皆さんやりましょうねという感じですよ。分かりました。もうちょっと強く言ってもいいのかなとか、そういうふうに思いましたので。ありがとうございました。
区側	ありがとうございます。その点踏まえて、来年度改善を図ってまいりたいと思います。

会長 委員どうぞ。

委員 意見聴取ということで、まずこの資料で、すみません、ちょっとずるいなと思ったのが、私は昨年度、文教・子ども委員会で報告を受けているものもあるんですけど、例えば、1ページ目の令和4年度の個人情報漏えい事件の状況ということで、一番上、名簿紛失で35件の件数になるものがあるんです。子育て支援課です。当時部長が平謝りしていたんですけど。

これは発見日が9月5日になっているんですけど、もともと慣例的に、いつもその情報をもって保管していたと。発見したのが9月5日だけれども、いただいたのは、確か情報として4月にもらっていたんじゃないのかなと思うんです。だから約半年間は、それがちゃんとあったのかどうか分からないままになっていたと思うんです。ちょっとすみません、それも去年のことなのであれなんですけど。

ということがやはり起きているという状況と、件数としても35件で、それに対してもちろん一人一人に対応しているとは思いますが、やはりこの情報というのは、その後どうなるかというのももちろんそうなんですけど、損害を与える可能性がある人に対して、今働いている職員が、それ以上の時間と労力を使って対応しなければいけない、そういったことにつながっていきますし、ここにもあるように、信頼にもやっぱり大きく関わってくるということでやっていかなきゃいけないという前提の下で、このチェックリストでさっきおっしゃっていただいたように、これがちゃんと徹底されるのかどうかというところが、一つの肝になっていくと思うんです。

私はもともと民間で、皆さんご存じだと思うんですけど、通信会社で、それこそブロードバンド系で、二十数年前入社したときに、一番初めに謝罪から始まったんです。皆さんもご存じのとおり、モデムを配っているような会社だったんですけど、そこで大きな情報漏えいがあって、そこからの信頼回復というところは民間でもやっぱり、それについては時間とお金、何十億というお金を多分使ったと思うんです。

そういったところからであったので、この区政の中で、未だにこういったことをやっているというのが、もしかしたら区民の目線から見たら、何で今さらそんなことをやっているの、何で去年も7件もあって、それが令和4年度でも3件、しかもこういった形では発生しているというのが、多分これは住民の目線から見たら、大きく乖離があるところなんじゃないかなというふうにも思っているんです。

なので、ここに関しては、さっきの報告にもありましたけど、担当課として、この意気込みというところはしっかりやっていただかないと、これが信頼とともに、労力とお金と時間と大切な職員のその枠が決まっているから、職員の部分でいろいろコスト、対価とよくおっしゃっていると思うんですけど、そういうところに関わってくることなので、各所管においても、まあ、行政情報マネジメント課が言っているからやらなきゃなあじゃなくて、それがもし起こってしまったら、自分たちがやろうとしている仕事すら、一旦手を止めてやらなきゃいけなくなってしまうと、そういったところまで食い込んで対応していただきたいと思うんですけども、意見としてお伝えさせていただきます。

区側 ありがとうございます。区民の皆様個人情報をお預かりして区の業務を行っているところが、行政の性質だと思います。ご指摘のとおり、漏えい事故を起こした場合には、ものすごく職員がそれに対応しなきゃいけなくて、通常業務が停止してしまうということはざらにある状況でございますので、そういったことを生じさせない職員の意識を高めていく、リテラシーを高めていくということは、本当に大切なことだと思っています。

それをしていくためには、やはり当事者意識、自分事としてこの漏えい事件のおのをおのを捉

えて、目の前の業務が本当にこのやり方で正しいのかどうかというのは、職員と、またその所属長と一緒にあって改善を図っていく、事故を起こさないようにどうしたらいいのかを考えていくというところは、本当に大切だと思います。行政情報マネジメント課は、全庁のそういった取組をリードしていかなきゃいけない所管だと思っていますので、今いただいたご意見を踏まえて、一段と心して取組をしたいなと思っていますところですので。ご意見ありがとうございました。

会長 委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。私は、知っている方も多いかと思いますが、看護師をしておりまして、医療業界に20年いましたもので、個人情報の取扱いが一番厳しい世界におりまして、やはり予想どおりだったのが、研修の参加率とこういった漏えいの報告の状況というのが、大体相関するんですよね。やっぱり意識が低い。

所詮、どれだけ研修を強制的に受けさせたとしても、個人のそれぞれの意識が高まらないと、結局こうしたインシデント、アクシデントというものは防ぎようがないというところはあるんですけども、まずその取っかかりとしては習慣化していくというところで、こういった数値がきちんと出てきた以上は、やはり任意でというところを、もう少し強制力を働かせていかなければ、全体的にその意識づけというのが上がっていかないのかなというのが、私も現場にいたからこそちょっと分かるところの視点で、情報提供させていただきたいなというところと、あとはそのインシデント、アクシデント、こういった情報漏えいが起きたときとかに、レポートとして本人に特別に提出をしていただくような形を、多分取られているのではないかなと思うんですが、本人が考える対策とか、要はヒヤリ・ハット、インシデント、アクシデントが起こった事例に対して、本人自身がそれをどう分析したのか、そしてそれに対してどう改善すべきだったとか、例えば、マニュアルどおり実施ができていなかったことに気づききっかけになっているとか、それとも、実際きちんとやっていたのにもかかわらず、何か違う事項で起こっていたのかとか、そういう分析ツールといったものは存在するのかということ、ちょっとお聞きしたいです。よろしく願いいたします。

区側 ありがとうございます。任意での参加ではなく、ある程度の強制づけというところは非常に必要かと思います。参加しても内容を理解していない職員もいますので、先ほどもご意見、ご質疑でありましたけれども、当然テストも併せてやっていく必要性があるんだなということは改めて感じたところでございます。

インシデントが発生した場合の対応でございますけれども、組織としてどのようなミスを行ったのかというところは、所属長とその当人とを交えて、組織としての分析をしてもらって、事務局であります情報政策課のほうにインシデントの報告をしていただいております。単に報告してもらっただけではなくて、情報政策課と、個人情報の漏えい等があった場合には行政情報マネジメント課の職員とが、本当にこの対策でいいのかというところは、所管課にもヒアリングを行いながら改善活動をしているところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 委員どうぞ。

委員 すみません、個人情報チェックリストは非常に細かく書かれているように見えますけれど

も、ちょっと2点、確認とお願いをしておきたいというふうに思います。

1つは、1の適正な個人情報の収集・保管というところで、2番目に「定期的に所在確認を行っていますか。」という、この質問って何か非常に漠とした感じがしていて、定期的に所在確認を行うその基準というのは、やっぱり庁内で一定の基準を設けたほうがいいのではないかな。例えば1か月なり2か月なり、必ずそのときには所在確認を行うという基準を設けて、その基準に従って定期的に所在確認を行っていますかというような、そういう形にすべきではないかなというふうに思いました。でないと、先ほどのような、なくなっていることについてまでも気がつかない、そういうことも起こるかなということです。

それからこれは全体的に見てみますと、例えば我々大学の場合に一番問題になるのは、個人情報についての問合せがあったときに、どこが何を理由として問い合わせているのかという、相手の確認とか、それから必ず、もちろん教えないが原則なんですけれども、その教えない、個人情報を簡単に教えてはいけませんよとか、そういう問合せに対する問題がここからちょっと漏れているような感じがしますので、その辺りも厳しくチェックをしていただきたいというふうに思います。

区側 ありがとうございます。2点にわたるご質疑でございます。

まず1点目、定期的な所在確認でございます。電子記録媒体につきましては、最低1年に1回は確認しなさいというルールはあるところではございますけれども、ここの設問については、もう少し頻繁に見てほしいという思いもありまして、漠とした、定期的な所在確認をしてほしいという質問とさせていただいたところです。ご指摘の部分は確かに漠としているところがありますので、来年度のこのチェックリストについては工夫の余地があるのかなということで、改善を図っていきたくところでございます。

2点目、電話の問合せの場合の内容についてでございます。今回、漏えい事案から学ぶべきことでの個人情報チェックリストをやらせていただいたということで、ご指摘の問合せの部分というのは、確かにここには盛り込んでいなかったところがございます。しかし、区の業務で電話による問合せでというのは、多くの所管であるところではございますので、そういったところからも漏えいリスクがある、答えちゃいけないんだよということは、職員に意識づけをしていく必要性は十分にありますし、それはやっていかなきゃいけないと思いますので、盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

会長 委員どうぞ。

委員 この3件の事件、その前の7件もそうですけれども、恐らくこの10件の発生した事案以前に、その水面下で幾つかのヒヤリ・ハットがやっぱりあったんだろうと思います。それがこうした事例として表に出てきたというふうに考えられるので、むしろ各部、各課でどんなヒヤリ・ハットが出てきたかということを中心にチェックして、それを部で共有する、そういう積み重ねをしていかないと、こういう事案というのはなくなるんじゃないかなと思います。確かにチェックリストは大事なんですけど、このチェックリストがきちんとできなかったようなヒヤリ・ハットが、たくさん恐らくあるんだろうと思うんです。ですからそれを潰していくことが重要かなというふうに思います。

区側 ありがとうございます。水面下で眠っているヒヤリ・ハットというのは、顕在化するものに比べて物すごくたくさんあると、一般的に言われています。そういったところがこういったものがあるのかということは、やはり行政情報マネジメント課としても興味がありますし、

そういった所管課のミスといいますか、ミスにもなっていない状態でこういった手順を業務として踏んだらいいのかというところは、改善していかなくちゃいけない。まさにこれは改善活動をしていかないと、1課だけの問題ではないというふうに思っています。

また、ほかの課で良いセキュリティの向上に資するような施策をやっているとか、手順を踏んでいるというところは、全庁各課共有していくというようなことも、改善活動の一つとして、例として、他の区市町村でもやっているというふうに聞いていますので、今年度そういったところも取組ができればなと思っています。

また、手順ですけれども、例えば令和3年度の書類の誤送付というところでは、人が封入、封緘していました、で、誤送付しちゃったという事案ですが、そもそも人がやらなくてもいいじゃないか、機械でやれるものは機械でやっていくことだって考えていかなくちゃいけないというふうに思っています。そういった意味ではDXを使いつつ、業務改善もして、真に人が関わらなくちゃいけないところを業務としてやっていくということは、改善の余地があるかなと思っています。

参考までに誤送付の部分の取組については、今年度、自動で封入、封緘ができる機械を区としても導入して取組を、この事象から学んだこととして対応していこうというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

会長 委員どうぞ。

委員 今の一連のやり取り、すごくいろんな示唆が出たかなと思うので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますというのと、私のほうから意見を1件追加なんですけど、やっぱり職員の意識を全体的に変えていくということはすごく大変だと思いますし、そもそも文化を変えるようなこととほぼ同じだと思っていますので、私が所属する企業のことを考えたりすると、トップが常に言い続けるのがすごく大事なかなというふうに思います。

区の組織の場合、区長はどうかという役割は、私もちょっとよく分かっていないんですけども、やっぱり区長なり、幹部の方々が、これは大事だという話を事あるたびに言い続ける。命令のように言うのではなくて、また自分事として言い続けるというようなことはやっぱり大事なんじゃないかなと思いますので、こういう通知も今回行政情報マネジメント課長の名前で出されていますけれども、幹部のトップの名前で言うようなものになっていくと、さらにいいのかなというふうに思ったりしました。

区側 ありがとうございます。やはり区長、あるいは情報セキュリティのトップとしてCISOということで、副区長が就いているところがありますけれども、いずれにいたしましても、そういったトップから何かを情報発信して、職員がそれを受け止めて、自分のこととしてやっていかなくちゃいけないというところの一つの手法としては、非常に有効な手だてだと思いますので、そういったのも有効に活用しながら、このセキュリティの意識を高めていく方法の手段として活用していきたいなと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

委員 よろしくお願ひします。

会長 委員どうぞ。

委員 すみません、意見聴取ということなので、大体皆さんが言ったことと同じことを考えていたんですけども、なかなか個々の職員まで意識を定着するって非常に難しいというのが、

今までの経験から、私も思っているところです。そんな中で何をしていくのかというと、やっぱり繰り返し繰り返し、研修を通じてまず知識を持ってもらう。これで個人情報に関する知識、情報に関する取扱いの知識を当たり前のものとして持ってもらう。そのぐらいのレベルまでもう地道にやるしかないというのが、まず基本かなと思います。

そのために、先ほどありました必要な研修は、やはりサービスとして受けてもらうというのが必要だと思います。先ほど課長がおっしゃったように、誰が受けていないというのが把握できるのであれば、所属長に、まだ誰さんが受けていないという情報を流して、それで受けてもらうようにする。受けられない事情があると思いますから、それはそれでしっかりと所属長さんから事情を聞けばいいと思うんですけど、とにかく研修は、必要なものは必ず受ける。これを繰り返す。これが大原則になってくるのかなと思っています。

それで、この昨年度の3件、その前の7件を見ると、大体インシデントって同じようなことが出てくるんですよ。そうすると、やはりチェックリストにもありましたけれども、何が実務の中でポイントなんだというのが、それぞれの課の特性で出てくるのかなと思うんです。そのところをしっかりとデータを蓄積していくということです。先ほどありましたヒヤリ・ハット、これは非常に重要なかなと思います。また、ほかの自治体、国で問題が発生した案件、これも分析して、職員の方、全員が知るべきだということを周知する。

これをただ一過性にしないためには、例えばそういう事例のデータベースみたいなものを使って、いつでも誰でもそれが見られるような形で、できたら研修でそれを活用するか何かしてやっていくと、皆さんが個人情報保護とか情報の取扱いについて、少し身近なものとしていけるようになるのかなと思っています。正直言ってそのぐらいしか、具体的に何かできるかということ、難しいなというのが今までの経験なんです。ただそこで諦めないで、繰り返しやるというのが何より大事かなと思います。先ほどありました、良いものを伝えていく、こういう取組をして非常に有効ですよと、これもお伝えしていく。これも非常に良いことだと思います。

それで先ほどご説明にあったので、ちょっと1つ気になったのは、インシデント処理をして問題があった課と、それから情報を扱う所管課が、いろいろやり取りするというふうにあったんですけど、そのやり取りの内容を、やはり区の中の組織全体で共有するというぐらいまでしないと、問題があったときにどのような対応をしてどういうふうに解決したというのが、これは1つは大変だよということもありますし、こういう形で解決すればいいのかということ、それから、そういうのがあるから個人情報の取扱いは十分注意しなくちゃいけないねというようなことにつながったり、問題が起きちゃったところと情報の所管課だけじゃなく、区が全体でそういうのを共有できていくような仕組みをつくっていくと、職員の皆さんの意識向上につながっていくのかなと。

とにかく、情報をこちらのほうから提供していくしかないと思うんです。それを受けてもらって、自分のことですよというふうになる。

本当に問題として出てきたことは、ある意味では単純なミスなんです。ちょっとシステムなんか絡んで、大きいのもあるかもしれないんですけど、ちょっと気がつけば、ああというふうになってしまうものなので、そういうところをしっかりとポイントを押さえられるような形でいけば。そんな個人情報保護って怖いものじゃないんですよ、毎日の仕事の中で気をつけていだけでいいですよというところ、これを研修、それからいろんな情報提供でやっていくといいのかなというふうに思ったところです。

あと、チェックリストについて、すごくよく書いていただいているんですけども、すみません、これからは感想ですので。3番以降のところは「知っていますか」という呼びかけで、何となくちょっと緩いかなという感じがしまして、1番、2番はもうちょっときつい言

い方をされているので、表現も統一していたほうが、チェックリストとして受け止めるほうが、きちっと受け止めるかなというふうに思います。

あと、具体的な項目でいくと、3番と4番でファクス送信、メール送信があるんですけども、その中に7番の誤送付の防止の項目を盛り込んでおいたほうがいいかなど。何となく7番は、通知文ということで文書の発送だけみたいに見えるんですけど、メールとファクスの誤送信は、結局複数でチェックしていれば防げたんじゃないかと思うので、3、4については、7番の項目を3、4に入れるか、もしくは7番に3、4の項目を入れるか、最低限そのぐらいすると、より具体的で。そこはよく失敗してしまうところですね。

あと、機械的にやるということで、CCとBCCのところも、たしか機械的にチェックできるようにしたというふうに前聞いたんですけど、そんな形でDXを活用するのはすごくいいことだと思いますので、引き続き活用できるものをどんどんやっていって、それを職員の方に周知していくというのがよろしいのかと思ったところです。参考になればということで、意見聴取ということなので、ちょっと気がついたところをお伝えします。

区側 ありがとうございます。地道な活動ということで、本当に研修は、やって、やって繰り返していく必要があるんだなということは改めて感じたところです。

他の区市町村の悪い事例とか失敗しちゃった事例も集めてみてはどうかというところをいただきました。確かに、昨年度も尼崎市のUSBの事件は、社会的な事件とはなりませんでしたけれども、ああいった大きいもののほかに小さい事故もいろいろと、ほかの区市町村でも失敗事例はあるところです。また、各区市町村のホームページでも出ていたりしますので、そういったところの事例を参照してデータベース化していく、そこから学んでいく、考えていくということは、一つできそうかなというふうに考えています。ありがとうございます。

区で発生してしまった令和4年度、3年度の漏えい事案については、やはりここから学んだことというのを全庁各課に還元してきたつもりです。こういった事象が発生しました、ついでには、何でもこういったことが起きたのかというところは全庁に共有するとともに、単に共有するのではなくて、そこから手順とか、こういった点に気をつけなさいということをも明確化して、全庁通知を図ってきたところです。

令和5年度、漏えい事案がないことを望みますけれども、そういったものがあつた場合には、適切にそういった事象から学んでいく、どういった手順をやっていくのかというところは、つぶさに考えていきたいなと思います。ないことを祈りますが。

そのほかの記載の方法等についてはご意見として承りまして、来年度の工夫とさせていただきます。ありがとうございます。

会長 まず委員からどうぞ。

委員 せっかくチェックリストを作成して、全職員、なるべく全員に回答してもらおうような方策の一つとして、ここでDXを活用してもいいのかなと思うのは、例えばインターネットで皆さんつながっている部分もあると思うので、これをアンケートというか、要するに全員にリンクを送って、そこで、「これを知っていますか」、チェック、「知っていますか」、チェックという形で、例えば丸バツでもいいんですけども、間違ったところがあれば、あなたはこれを分かっていますよという、よくあるじゃないですか、クイズ形式みたいな、そういう形にして、そのメールなりリンクを送ると、回答していない人は、自動的に例えば発信元に回答していない人のリストが行って、期限を決めて、それを所属長に、この人が回答していないからこのリンクから回答してくださいみたいな、案外コストがかからず、そういうやり

方も一つあるんじゃないかなというのを、ちょっとお話を聞いていて。

この紙を、例えばプリントアウトするのか、画面で見るのか分からないんですけど、それを必ず見なさいというのはちょっと、やっぱり業務の合間だと無理があるけれども、1分程度のアンケートですみたいな形で来れば、昼休みなのか、あるいは業務の合間に、そういうところで一つDXの技術を使って、皆さんに確認してもらうには、1つずつ問題が出てきて、あっ、こうだな、そうだなとってチェックしてもらうか、丸バツで、あなた、ここが間違っていたからもう1回確認してくださいと、それは内容もあれだと思んですけども、そういう点が1点と、逆にアナログの部分で、例えばファクスの設定がゼロ発信か、でないかを知っていますかというのと同時に、ファクスのところに、例えば、「あなたがこれから送ろうとしているファクスには個人情報が入っていませんか。」というような貼り紙をしておくか。すごくアナログなんですけれども。

それから、コピー機に個人情報が入った印刷物を、よくコンビニに行くと、コピーのところに、「忘れていませんか。」と。あれを見るだけで私は、あっ、そうだ、そうだ、忘れちゃうということもあるので、そういうことも徹底することが私はとても大事だと思っていて、送るファクスには個人情報が入ってませんかと目の前にあれば、おっとおっとということももしかしたらあるかもしれないので、そこでヒヤリ・ハットにつながるというか、あっ、いけないと思ってそれを気づくというアナログ的なことを、もう1回庁内で。そういうことが徹底されている、ちょっとした呼びかけというか貼り紙で、防止できることももしかしたらあるんじゃないかなと思うので、そのデジタルな部分とアナログな部分をうまく使い分けてやったらいいんじゃないかなというふうに、ちょっとこれを見て思いました。

なかなか私は、これは自分が職員だったら、んー、後にしようかなとか、何ていうんでしょう、分かっている、分かっているみたいな感じだったり、やらないで過ごしちゃったり、もうはっきり言って、脳の中からこういうものがあつたということは消えちゃうこともあるので、ちょっとそういうやり方もありんじゃないかなと思いましたが、ご意見として申し上げます。

区側

ありがとうございます。確かにこのリマインドをしていくというのは、行政情報マネジメント課からするとものすごく作業が大変で、そこを自動でやってくれるソリューション、機械というのが、恐らく世の中にはあるんだなというふうに理解していますので、そういった回答する側も回答を求める側も楽になるようなものは探していきたいなと思います。ありがとうございます。

また、全く真逆の視点のアナログのこともおっしゃっていただきました。確かにヒヤリ・ハットを防止するためには、作業をやる前に気づいてもらうということがものすごく大切だと思いますので、ご意見としていただいたその貼り紙、どういった貼り紙ができるかはちょっと分かりませんが、工夫の余地があるなと思いますので、各課でやってみようと思います。ありがとうございます。

会長

委員どうぞ。

委員

ちょっと1つ言い忘れた、やったらいいかなと思うやつなんですけど、研修もすごく大事なんですが、部署ごとにワークショップみたいにして、事例とかを題材にして、うちの部署ではどんなリスクが考えられるでしょうかとかいうのを、もう全員1人一言ずつ言わすようなやつとかをやっていくと、最初は嫌々で、何だこりゃとかと言われながらも、だんだんやっぱり自分事で、ああ、自分にも起こるんだなみたいなのを気づいたりするきっかけになっ

て、それを年々積み重ねていくと定着していくみたいなのがあるかなと思うので、一つの手段としてはあり得るかと思しますので、ご提案したいと思います。

区側 ありがとうございます。考えさせていただきます。有効な方法だと思いますので、他区の様態とかも見ながら、あまり時間をかけずに考えてもらえるような実施方法で考えていきたいと思ひます。

委員 何か部門で集まる会議の時間を今回だけはやりましようとか、そういう形とかでもできればいいのかなというふうに思ひました。

区側 ありがとうございます。

会長 時間は定刻にはなつたんですけども、お手を挙げていらっしゃる方もおりましたので、もうしばらくだけ続けさせていたひいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、委員、お願いいたします。

委員 すみません、短くちよつと。私も保険会社のチェックをして、ミスゼロ運動というのやつで、何度か表彰いただいたなんていう経験があるので、ちよつと自分的な判断なんです。

今このチェックリストのことでいろいろお話が出ているんですけども、このチェックリストは、要はこれは当たり前のことということで、日頃から定期的に何かで回ってくるか、ご覧になって頭に入れておかなければいけないことの一つとして、やはりチェックリストというのは、すごく忙しくて、ああ、今出さなきゃというときに、何か1つ見て送るときには、これを見て、えーと、これは個人情報が入っていない、大丈夫とかというふうな。

先ほども出ましたけど、その課、その課によって、流れによって、ここがネックとか、それからその課の中に、ちよつとこのことは苦手という方がいらして、いつも後ろを見なさいよというのに見ないとかと。だからそこには、1つ前を見てとか、送るときには蓋をもういっそのこと開けておく、次の人がすぐ使えるようにしておくとか、これを見て次始めるとかという、その課、その課の、いいチェックリストをこの上から、もっと簡単につくれたらいいんじゃないかなと思ひんです。それは先ほどの部署、部署によってのこの自己点検のところも、恐らくお仕事が忙しくて。子育て支援課の大変な状況のところこそ、忙しくてできないところへ、また長々としたチェックリストが来ても、非常にそれは見逃さざるを得なくなつてしまうので。

何か参考で、うちに新しい子が入ってきたので、請求書をこつちの人にこれ、こちらにこれを送つてねと言つていたら、緊張してひいて、こつちがこつちよね、こつちがこつちよねと、もう本当に反対に送つちゃうぐらいの。ですから、あまり仕事には、間違えないんだという緊張ではむしろなくて、このリストをチェックして送る。ファクスだったら、もうファクスのときに、うん、これでよしというぐらいの簡単なチェックリストでなければなかなか続けられないと思ひるので、先ほどおっしゃつたように、その課、その課でよろしい、ちよつと簡単なものができて、じゃ、うちの課はゼロを電話のところに貼つておこうねとなつたところはそうと、そういうふう発展させるといいんじゃないかなと、私の今までの経験からです。すみません。よろしくおひいます。

区側	<p>ありがとうございます。課ごとに課題が違うというのは、これまでも出てきた理論でございます。目黒区においてもやはりそのとおりでございます、そこをどう見つけていくかのキーパーソンになるのが、やはり管理職、所属長だと私は思っています。所属長がその業務をどう見ていくのか、どこにリスクがあるのかというところを把握しながらやっていくためには、委員などから意見もありました、ワークショップ等で把握していくというのも、まさに話がつながっていくぞというところで、非常に良いご意見を賜ったなというふうに思っております。いただいたご意見を踏まえて改善活動につなげていきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
会長	<p>私からも、皆様方のご意見を拝聴しておりまして、やはり必要なのは、それぞれの業務フローをきっちり見直して、仕事の仕組みとしてフォローできるもの、それから、コンピューターなんかを使うシステムが関与しているもの、さきほどの封入封函機を使うことで対処するというような、機械的に対処することでミスが減らせるものの仕分をして、どうしても人が関わらなければいけないのであれば、何人かの方がおっしゃっていたように、チェックリストの簡易化とか、可視化というか、作業の見える化をして、新入職員の人でも分かるというようにうまくやって、また人が替わっても同じミスが起きないように全庁的にうまく、先ほどのワークショップであるとか、それから全庁的な研修等踏まえてやっていくのがいいのかなという感想を少し持ちました。</p>
区側	<p>会長、すみません。ちょっと補足というか、区の実施状況のところ、1点宿題になっていたご質問がありましたので、ご回答させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>先ほどご質問いただいた、審議会資料2の関係の令和4年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況についての資料2-5ページ、自己情報開示請求の概要及び決定状況の2番、住民票の写し等申請書に係る不開示が1となっている、この不開示とは何かというご質問をいただいていた。</p> <p>こちらですけれども、中身については具体には申し上げられないんですが、ご自身の住民票等の請求とは違う、ご自身ではない、ほかの施設といいますか、団体から調査が来ていた内容がありまして、それについて、その情報を開示することによって、その実施機関の公正または適正な行政執行を妨げるおそれがあったというところがありますので、その部分だけ隠したというのがございます。ふだん住民票の写しは、自分の請求、あるいはご家族からの請求で出すものが基本ですけれども、そうでない、国や他の団体からの照会が来て、それを出すとその方にとって調子が悪いということで、不開示とさせていただいたものでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 改めまして、以上で本日の予定は全て終了いたしました。</p>

6 その他

会長	<p>次回、第2回の招集ですが、令和5年10月16日月曜日、午後2時、14時からの開催を予定しております。</p> <p>その他事務局から連絡事項などございましたらお願いいたします。</p>
----	---

区側	<p>本日の会議録についてでございます。後日、事務局で取りまとめた案を出席者の方々にお送りさせていただきます。届きましたら、恐れ入りますが内容のご確認のほどお願いいたします。</p> <p>また、10月16日、次回の第2回審議会のご案内をさせていただきました。第3回の日程等の調整が終わりましたら、事務局から早急にご案内をさせていただきますので、予定のほうを確保いただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。若干、延長して申し訳ございませんでした。</p> <p>以上をもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>

以 上